

不当労働行為の審査取扱状況（令和元年）

第1表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰 越 し	10	6	4
新規申立て	7	5	2
計	17	11	6

第2表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）			
2号（団体交渉の拒否）	4	3	7
3号（支配介入）	1	1	2
4号（報復的な不利益取扱い）			
1号と2号の複合したもの	1	1	2
1号と3号の複合したもの	4		4
2号と3号の複合したもの		2	2
1号と2号と3号の複合したもの			
1号と2号と3号と4号の複合したもの			
計	10	7	17

（注） 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇			
		賃金等の差別		1	1
		仕事上の差別	1		1
		配転			
		その他	4		4
		小計	5	1	6
2号	団体交渉の拒否	5	6	11	
3号	支配介入	組合誹謗			
		別組合の育成			
		協定不履行			
		組合弱体化工作	4	3	7
		脱退強要	1		1
		就労拒否	1		1
		小計	6	3	9
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い				
合計		16	10	26	

- (注) 1 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。
- 2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸・郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サ イ ズ	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	2		2			1	1	2		2	10
新規申立て			3					3		1	7
計	2		5			1	1	5		3	17

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	3	2	1	1		1	2	10
新規申立て	3	1			1	1	1	7
計	6	3	1	1	1	2	3	17

第9表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	2	1	1		4	1	1		2	6
新規申立て						3	1	1	5	5
計	2	1	1		4	4	2	1	7	11

第10表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	708	416	530
和 解 ・ 取 下 げ	264	43	129
総 平 均			275